破産手続廃止及び免責許可決定

平成２２年（フ）第３１２４号
札幌市手稲区富丘２条３丁目13番16号
破産者　帆足　輝幸
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２２年（フ）第９３９号
埼玉県川越市大字藤間69番地６　ニューグリーンハイツ202号室、破産開始時の住所埼玉県川越市大字寺尾926番地４
破産者　小杉　時夫
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第１１号
埼玉県川越市城下町46番地５
破産者　斉藤　啓子
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第３５号
埼玉県富士見市鶴瀬西３丁目18番28号　田久保荘201、前住所埼玉県入間郡三芳町大字藤久保262番地４　ライオンズマンション鶴瀬第２―402号
破産者　加藤　陽介
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２２年（フ）第１３２２号
神戸市垂水区向陽３丁目４番30―304号、開始決定時の住所神戸市須磨区多井畑南町９番地の11
破産者　楠　　正人
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第１４１２号
兵庫県三木市志染町中自由が丘３丁目163番地、従前の住所神戸市北区緑町８丁目１番８―603号
破産者　味元　洋貴
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４９５号
長崎県長崎市中里町1597―２本田アパート１号、住民票上の住所神戸市兵庫区西多聞通２丁目２番６号佐藤ビル５Ｆ
破産者　小門　裕明
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
神戸地方裁判所第３民事部

平成２２年（フ）第９３１号
川崎市麻生区高石４丁目35番11号
破産者　松本　清子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第２８０号
川崎市高津区二子３丁目８番10号　ハイツ茂木201、前住所川崎市高津区久本３丁目４番８―210号　溝の口セントラルマンション
破産者　齊藤イサ子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所川崎支部破産係

平成２３年（フ）第６４８号
京都市右京区太秦安井辰巳町７番地44
破産者　日下部香子
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第６８号
山口県宇部市大字東須恵3073番地、従前の住所山口県宇部市大字船木1643番地17
破産者　伊藤　明彦
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
山口地方裁判所宇部支部

平成２２年（フ）第１１５号
福岡県行橋市南泉３丁目41番47―101号
破産者　武藤　清二
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所行橋支部破産係

破産手続終結

平成２２年（フ）第１６５９０号
東京都北区西ケ原３丁目40番２号
破産者　株式会社宇佐美工務店
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１８年（フ）第６４１１号
東京都港区赤坂７丁目10番９号
破産者　株式会社アキ建築設計事務所
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
東京地方裁判所民事第20部

平成１９年（フ）第２５５３号
大阪市西区安治川２丁目１番11号
破産者　シンコーサービス株式会社
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
大阪地方裁判所第６民事部

平成２２年（フ）第１９１５号
京都市北区紫竹栗栖町１番地の３
破産者　株式会社長谷川織物
1　決定年月日　平成23年８月18日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続終結及び免責許可決定

平成２２年（フ）第７２６号
埼玉県越谷市大字袋山1723番地41　ジュネパレス越谷第25―103号
破産者　山下　郁子
1　決定年月日　平成23年８月15日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２０年（フ）第３２１号
北海道茅部郡鹿部町字宮浜320番地２
破産者　小玉　一直
1　決定年月日　平成23年８月17日
2　主文　本件破産手続を終結する。
3　理由の要旨　配当が終了し、破産管財人の任務終了による計算の報告を目的とした債権者集会は終結した。
4　主文　破産者について免責を許可する。
函館地方裁判所